

# 令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化がスタート

## 対象者・利用料

満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子どもの利用料が無償となります。

- ◆実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。
- ◆年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子(※)の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

(※)幼稚園・認定こども園(教育利用):小3までの子どもからかぞえて第3子以降の子ども  
認定こども園(保育利用):就学前の子どもからかぞえて第3子以降の子ども

- ◆10月からの利用料が無償となりますので、  
**改めて行っていただく手続きはありません。**

## 預かり保育

保育の必要性のある3歳児(3歳になった日から最初の4月1日以降)から5歳児(小学校就学前)までの子どもの利用料が月額11,300円(※)まで無償となります。

(※)利用日数に応じて上限額は変動します(1日あたりの上限額は450円です)。

預かり保育について無償化の対象となるためには、

**保育の必要性の認定(施設等利用給付認定2号)が必要です。**

園から配布される利用案内をご確認いただき、必要書類を園に提出してください。

※提出期限は園により異なりますのでご注意ください。

就労の理由により預かり保育を利用する場合、  
**就業証明書の提出が必要です!**

問合せ先

無償化専用ダイヤル

電話:045-840-6064、FAX:045-840-1132

開設時間:午前8時から午後8時まで(土日祝日を含む)

(12月28日~1月3日は除く)